

大川広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例

〔 昭和47年 7月18日 〕
〔 条 例 第 11 号 〕

改正 昭和47年12月27日条例第19号 昭和49年 2月18日条例第 4号
 昭和52年 9月19日条例第 3号 昭和54年 2月19日条例第 2号
 昭和57年12月21日条例第 5号 平成 9年12月26日条例第 3号
 平成11年 3月29日条例第 4号 平成14年 2月27日条例第 1号
 平成15年 2月12日条例第 1号 平成15年 2月12日条例第 6号
 平成15年 4月 1日条例第 7号 平成16年 2月26日条例第 1号
 平成17年 3月28日条例第 6号 平成19年 2月23日条例第 3号
 平成19年12月28日条例第 8号 平成22年 2月25日条例第 2号
 平成24年 7月27日条例第 2号 平成29年 3月22日条例第 3号
 令和元年12月25日条例第 9号 令和 2年12月25日条例第 7号
 令和 3年 3月25日条例第 2号 令和 4年 3月29日条例第 2号
 令和 4年12月28日条例第 6号 令和 5年 3月28日条例第 3号

(趣旨)

第1条 この条例は、大川広域行政組合職員の給与に関する条例（昭和46年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第9号）第11条第2項及び大川広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大川広域行政組合条例第8号）第9条の規定により、特殊勤務手当（以下「手当」という。）の種類、支給される職員の範囲、支給額及び支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

2 手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。

(手当の種類等)

第2条 手当の種類、手当の支給を受ける職員の範囲は、別表のとおりとする。

(手当の額)

第3条 手当の額は、別表のとおりとし、手当の額の欄中の範囲内で管理者が定める。

(短時間勤務職員に支給する手当の額)

第4条 勤務1回をもって定められている手当の支給を受ける職員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）である場合又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された定年前再任用短時間勤務職員である場合若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員である場合における当該手当の額は、管理者が別に定めるものとする。

(支給方法)

第5条 手当の支給方法については、規則で定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和46年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第10号)は廃止する。
(特殊勤務手当の特例)
- 3 第2条に規定する別表に定めるもののほか、職員(消防吏員を含む。以下同じ。)が、新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に掲げる新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として社会福祉業務従事手当又は救急出動業務従事手当を支給する。
- 4 前項の規定により支給する特殊勤務手当の額は、業務に従事した日1日につき3,000円以内(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他管理者がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円以内)において規則で定める。
- 5 職員が同一の日に、附則第3項の特殊勤務手当が支給される業務のうち規則で定める2以上の業務に従事した場合の手当の取扱いについては、規則で定める。

附 則(昭和47年12月27日条例第19号)

この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則(昭和49年2月18日条例第4号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年9月19日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則(昭和54年2月19日条例第2号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年12月21日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年12月26日条例第3号)

この条例は、平成10年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項及び第6条第2項の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月29日条例第4号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年2月27日条例第1号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年2月12日条例第1号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月12日条例第6号） 抄
（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日条例第7号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第6号） 抄
（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月23日条例第3号） 抄
（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月28日条例第8号） 抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第5条までの規定は、規則で定める日から施行する。規則で定める日は、平成20年4月1日

附 則（平成22年2月25日条例第2号） 抄
（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月27日条例第2号） 抄
（施行期日）

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

（大川広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 大川広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則（平成29年3月22日条例第3号） 抄
（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月25日条例第9号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月25日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。

附 則（令和4年3月29日条例第2号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月28日条例第6号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和4年12月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
（特殊勤務手当の内払）
- 2 改正後の大川広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例別表の規定を適用する場合には、改正前の大川広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例別表の規定に基づいて支給された特殊勤務手当にあつては、改正後の大川広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例別表の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。
（規則への委任）
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和5年3月28日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（暫定再任用短時間勤務職員に支給する手当額の適用）
- 2 この条例の施行後において、大川広域行政組合職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年大川広域行政組合条例第5号）附則第3条第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員として採用された職員の勤務1回の手当の額は、当分の間、第4条の定年前再任用短時間勤務職員に支給する手当の額として適用する。

別表（第2条関係）

手当の種類	手当の支給を受ける職員の範囲	手当の額
税務事務従事 手当	事務局に勤務する徴税吏員（純然たる集金事務に従事した場合の徴税吏員を除く。）が、納税義務者、滞納者等を訪問して行う納税交渉に従事した場合（組合の求めに応じ組合を組織する市から臨時的に派遣された職員を含む。）	勤務1回につき 500円
社会福祉業務 従事手当	さざんか荘に勤務する職員で、次の各号に掲げる職員 (1) 養護老人ホーム ア 生活相談員 イ 看護職員 ウ 支援員 (2) 特別養護老人ホーム ア 生活相談員 イ 看護職員 ウ 介護職員（指定短期入所生活介護事業の介護職員を含む。） (3) 老人デイサービスセンター ア 生活相談員 イ 看護職員 ウ 介護職員 (4) 訪問介護事業所 ア サービス提供責任者 イ 訪問介護員	勤務1回につき 350円 勤務1回につき 350円 勤務1回につき 350円 勤務1回につき 500円 勤務1回につき 500円 勤務1回につき 500円 勤務1回につき 350円 勤務1回につき 350円 勤務1回につき 350円 勤務1回につき 500円 勤務1回につき 500円
屍体等収容作 業従事手当	さざんか荘に勤務する職員で、入所者が死亡した場合その屍体の清しき等の業務に従事した場合	屍体 1体につき 1,000円
深夜業務従事 手当	さざんか荘に勤務する職員で、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる業務に従事した次の各号に掲げる場合 (1) 養護老人ホームの職員 ア 深夜の全部を含む勤務 イ 深夜の一部を含む勤務が2時間以上7時間未満 ウ 深夜の一部を含む勤務が2時間未満 (2) 特別養護老人ホームの職員（指定短期入所生活介護事業の職員を含む。） ア 深夜の全部を含む勤務 イ 深夜の一部を含む勤務が2時間以上7時間未満 ウ 深夜の一部を含む勤務が2時間未満	勤務1回につき 6,000円 勤務1回につき 3,980円 勤務1回につき 2,230円 勤務1回につき 6,000円 勤務1回につき 3,980円 勤務1回につき 2,230円

	<p>大川広域消防本部及び消防署（分署を含む。）に勤務する消防吏員で、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる業務に従事した次の各号に掲げる場合</p> <p>(1) 深夜の全部を含む勤務</p> <p>(2) 深夜の一部を含む勤務が2時間以上7時間未満</p> <p>(3) 深夜の一部を含む勤務が2時間未満</p>	<p>勤務1回につき 1,100円</p> <p>勤務1回につき 730円</p> <p>勤務1回につき 410円</p>
消防出動業務 従事手当	大川広域消防本部及び消防署（分署を含む。）に勤務する消防吏員で、火災その他の災害に出場し、消防活動業務に従事した場合	1回につき 900円
救出救助出動 業務従事手当	大川広域消防本部及び消防署（分署を含む。）に勤務する消防吏員で、火災その他の災害に出場し、救出救助業務に従事した場合	1回につき 900円
救急出動業務 従事手当	<p>大川広域消防本部及び消防署（分署を含む。）に勤務する消防吏員で、救急事故等に出場し、救急業務に従事した次の各号に掲げる者</p> <p>(1) 救急救命士の資格を有し、救急業務に従事した消防吏員</p> <p>(2) 前号以外の救急業務に従事した消防吏員</p>	<p>1回につき 350円</p> <p>1回につき 250円</p>
火災調査業務 従事手当	大川広域消防本部及び消防署（分署を含む。）に勤務する消防吏員で、火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した場合	1回につき 300円
通信業務従事 手当	大川広域消防本部に勤務する消防吏員で、通信施設により災害通報の受付及び出場指令等の通信業務に従事した場合	勤務1回につき 300円